

市第56号議案 横浜市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、長期優良住宅法）」及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の一部が改正され、長期優良住宅に係る認定手続きの合理化や災害への配慮等を目的とした新たな基準が示されました。

これに伴い、本市の手数料条例について一部改正を行い、法改正施行日とあわせて、令和4年2月20日に施行いたします。

2 条例改正の概要

(1) 登録住宅性能評価機関と行政庁の役割の明確化等に伴う認定申請手数料の改正 裏面(1)

【現在】	①	②	③	④	【新設】	
	長期使用 構造等	住戸 面積	維持保 全計画	居住 環境	⑤	⑥
評価機関	○	○	○	○	×	×
行政庁	△	△	△	△	○	○

➡

【改正後】	①	②	③	④	【新設】	
	長期使用 構造等	住戸 面積	維持保 全計画	居住 環境	⑤	⑥
評価機関	○	×	×	×	×	×
行政庁	×	○	○	○	○	○

(○：審査する △：評価機関による審査結果を確認する ×：審査しない)

これまで、長期優良住宅認定の際、登録住宅性能評価機関（以下、評価機関）は、認定の審査項目である①長期使用構造等、②住戸面積、③維持保全計画、④居住環境のすべてを審査し、行政庁は、評価機関が行った審査結果を確認し、認定していました。

改正後は、評価機関は、①長期使用構造等のみを審査することとなり、行政庁がそれ以外の項目である②住戸面積、③維持保全計画、④居住環境を審査し認定するよう役割分担されました。

併せて、⑤災害配慮に関する審査項目が新設され、行政庁で審査することとなりました。

これにより、審査内容の変更や新たな審査項目が発生したため、認定申請手数料を見直します。

手数料の改正の例は裏面をご覧ください。

(2) 長期優良住宅に係る容積率の特例制度の新設に伴う許可申請手数料の新設 裏面(2)

長期優良住宅の認定の要件を満たす建築物で、かつ、一定の要件を満たすものについて、容積率制限の緩和が可能となる特例許可制度が新設されました。

これに伴い、容積率の特例許可申請手数料を、1件につき160,000円として、新設します。

(3) その他

条項ずれ等による所要の改正を行います。

(1) 認定申請手数料 (※抜粋)

改正前

区分		申請手数料
戸建て住宅		<u>6,000 円</u>
共同 住宅	2戸～5戸	<u>12,000 円</u>
	6戸～10戸	<u>21,000 円</u>
	11戸～ <u>30戸</u>	<u>31,000 円</u>
	<u>31戸</u> ～50戸	<u>58,000 円</u>
	51戸～100戸	<u>99,000 円</u>
	101戸～200戸	<u>160,000 円</u>
	201戸～300戸	<u>200,000 円</u>
	301戸～	<u>210,000 円</u>

改正後

区分		申請手数料
戸建て住宅		<u>8,000 円</u>
共同 住宅	2戸～5戸	<u>15,000 円</u>
	6戸～10戸	<u>25,000 円</u>
	11戸～ <u>25戸</u>	<u>42,000 円</u>
	<u>26戸</u> ～50戸	<u>69,000 円</u>
	51戸～100戸	<u>120,000 円</u>
	101戸～200戸	<u>190,000 円</u>
	201戸～300戸	<u>240,000 円</u>
	301戸～	<u>260,000 円</u>

(2) 容積率の特例許可申請手数料

1 件につき 160,000 円